公益財団法人 日本バウンドテニス協会 寄付金等取扱規程

公益財団法人日本バウンドテニス協会

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本バウンドテニス協会(以下「本会」という。) は本会が受領する寄付金 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 一般寄付金とは、広く一般社会(本会に関係する団体を含む。以下同じ。)に常時募集 活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
 - ② 特定寄付金とは、使途を特定して広く一般社会に一定期間募集活動を行うことにより 受領する寄付金をいう。
 - ③ 特別寄付金とは、前各号のほか、個人または団体から受領する寄付金をいう。
 - 2 この規程における寄付金には金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

- 第3条 本会は常時一般寄付金を募ることができる。
 - 2 一般寄付金は、原則として、公益目的事業会計に配賦するものとする。ただし、寄付金総額の100分の50以内を法人会計に配賦することができる。

(特定寄付金の募集)

- 第4条 特定寄付金を募集する時は、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、事項に規定する資金使途その他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という。)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。
 - 2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部または一部 に使用することとして資金使途を定めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

- 第5条 特定寄付金を募集するときは、募金の対象者に対し、募金目論見書を事前に交付しなければならない。
 - 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付し た者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄付金または特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1 項による募金目論見書を寄付者に送付するものとする。 2 前項の受領書には、本会の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

- 第7条 本会は、特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、その他必要な事項を記載 した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページにおける報告書の公 開により寄付者への交付に代えることができる。
 - 2 本会は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び 当該主出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。前項但書は、 この場合に準用する。

(特別寄付金)

- 第8条 本会は個人または団体より特別寄付金を受領することができる。
 - 2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法に条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
 - 3 寄付金が下記各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞 退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律第5条第17号に規定するもの以外の個人または団体がその寄付により、特別の利益 を受ける場合。
 - (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄付金の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担が生じる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障をきたすと認められるもの及び 本会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の 措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護基本規程に基づき、細心 の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

沿革

令和7年 4月 1日 制定